

一、最新中国法令

● 海关企业信用管理暂行办法

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署第 225 号令
【发布日期】2014-10-08
【实施日期】2014-12-01
【内容提要】该办法对海关企业信用管理涉及的企业信用信息采集和公示、企业信用状况的认定标准和程序、管理原则和措施等内容进行了规定。海关根据企业信用状况将企业认定为认证企业、一般信用企业和失信企业，按照诚信守法便利、失信违法惩戒原则，分别适用相应的管理措施。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info720845.htm>

● 关于加强境内网络交易网站监管工作协作积极促进电子商务发展的意见

【发布单位】国家工商行政管理总局、工业和信息化部
【发布文号】工商市字〔2014〕180 号
【发布日期】2014-09-29
【内容提要】该意见提出：各级工商行政管理部门、电信主管部门应通过有效方式实现市场主体的工商登记注册信息和网站备案信息等数据共享，对相互提出的涉网经营主体信息、网站主办者主体信息的查询、比对、核实等予以配合，从多方面保障网络经营主体、物理经营地址、网络接入信息真实有效。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/lhfw/lhfw/scqfgls/201410/t20141011_148932.html

● 融资租赁货物出口退税管理办法

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2014 年第 56 号
【发布日期】2014-10-08
【实施日期】2014-10-01
【内容提要】该办法明确了享受出口退税政策的融资租赁企业出口退（免）税资格的认定、退税申报、审核等事项。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c804341/content.html>

一、最新中国法令

● 税関企業信用管理暫定弁法

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署第 225 号令
【発布日】2014-10-08
【施行日】2014-12-01
【概要】本弁法は、税関の企業信用管理にかかわる企業信用情報の収集と公示、企業信用状況の認定基準と手順、管理原則と措置などの内容について規定を設けた。税関は企業信用状況に基づいて企業を認証企業、一般信用企業および信用喪失企業に認定し、誠実、信用、法律遵守の場合に便宜を与え、信用喪失、法律違反の場合に懲戒を与えるという原則に照らして、相応の管理措置をそれぞれ適用する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info720845.htm>

● 国内オンライン取引ウェブサイト監督管理作業を強化して電子商取引発展の積極的な促進に協力する旨の意見

【発布機関】国家工商行政管理総局、工業情報化部
【発布番号】工商市字〔2014〕180 号
【発布日】2014-09-29
【概要】本意見は、各級工商行政管理部门、電信主管部门が効果的な方式を通じて市场主体の工商登記登録情報およびウェブサイト届出情報などのデータの共有を実現し、相互に提供したインターネット関連经营主体情報、ウェブサイト運営者主体情報に対する問合せ、照会、事実確認などに協力し、多方面からオンライン经营主体、物理的な経営住所、インターネット接続情報の真実性、有効性を保障しなければならないことを提起した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/lhfw/lhfw/scqfgls/201410/t20141011_148932.html

● ファイナンスリース貨物輸出税還付管理弁法

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国家税務総局公告 2014 年第 56 号
【発布日】2014-10-08
【施行日】2014-10-01
【概要】本弁法は、輸出税還付政策を享受するファイナンスリース企業の輸出税還付（免除）資格の認定、税還付申告、審査などの事項を明確にした。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c804341/content.html>

● 中国（上海）自由贸易试验区反垄断协议、滥用市场支配地位和行政垄断执法工作办法

【发布单位】上海市工商行政管理局
 【发布文号】沪工商公〔2014〕308号
 【发布日期】2014-09-15
 【实施日期】2014-10-15
 【内容提要】根据该办法：

- 上海市工商局根据《工商行政管理机关查处垄断协议、滥用市场支配地位案件程序规定》、《工商行政管理机关制止滥用行政权力排除、限制竞争行为程序规定》的有关规定，具体负责自贸试验区内的反垄断执法工作。
- 该办法对反垄断协议、滥用市场支配地位和行政垄断案件的立案与查处、工作机制等进行了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.china-shftz.gov.cn/...>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 工商登记前置审批项目改革征求意见

2014年以来，国务院已将部分工商登记前置审批项目改为后置审批。为进一步推动改革工作，现就其余工商登记前置审批项目（共计75项）向社会公开征求意见（截止日期为2014年10月31日）。其中包括：

序号	项目名称	实施机关
1	外商投资经营电信业务审批	工业和信息化部
2	开办农药生产企业审批	工业和信息化部
20	道路货运经营许可证核发	设区的市级和县级人民政府道路运输管理机构

● 中国（上海）自由贸易试验区的独占协议、市场における支配的地位の濫用および行政独占を禁止する法執行作業弁法

【発布機関】上海市工商行政管理局
 【発布番号】滬工商公〔2014〕308号
 【発布日】2014-09-15
 【施行日】2014-10-15
 【概要】本弁法によると、以下の通りである。

- 上海市工商局は、「独占協定、市場における支配的地位の濫用事件の工商行政管理機関による取締り手順規定」、「行政権力濫用による競争の排除、制限行為の制止に関する工商行政管理機関による手順規定」の関連規定に基づき、自由貿易試験区内の独占禁止法執行作業について具体的に責任を負う。
- 本弁法は、独占協定、市場における支配的地位の濫用および行政独占を禁止する事件に伴う立件と取締り、作業メカニズムなどについて規定を設けた。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.china-shftz.gov.cn/...>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 工商登記事前審査許可プロジェクト改革についてパブリックコメントを募集する

2014年から、国务院は既に工商登記事前審査許可プロジェクトの一部を事後審査許可に変更している。改革作業を更に推進するため、現在、その他の工商登記事前審査許可プロジェクト（計75項目）について社会に向けパブリックコメントを募集している（締め切りは2014年10月31日である）。それには以下の内容が含まれる。

番号	プロジェクト名称	実施機関
1	外商投資による電信業務経営に関する審査許可	工業情報化部
2	農薬製造企業の設立に関する審査許可	工業情報化部
20	道路貨物輸送経営許可証に関する審査発行	区を設けた市級および県級人民政府道路輸送管理機関

21	外商投资企业设立及变更的审批	商务部或省、自治区、直辖市商务行政主管部门
22	直销企业及其分支机构设立和变更审批	商务部、工商总局、公安部
37	设立中外合资、合作印刷企业和外商独资包装装潢印刷企业审批	省级人民政府新闻出版广电行政主管部门
41	危险化学品经营许可证	设区的市级以上地方人民政府安全生产监督管理部门
42	新建、改建、扩建生产、储存危险化学品（包括使用长输管道输送危险化学品）建设项目安全条件审查	设区的市级以上人民政府安全生产监督管理部门
48	外资银行营业性机构及其分支机构设立、变更、终止审批	银监会
49	外国银行代表处设立、变更、终止审批	银监会
54	外国证券类机构设立驻华代表机构核准及驻华代表机构名称变更审批	证监会
71	外国保险机构驻华代表机构设立及重大事项变更审批	保监会

（里兆律师事务所 2014 年 10 月 17 日编写）

● [《关于审理商标授权确权行政案件若干问题的规定》公开征求意见](#)

最高人民法院日前公布[《关于审理商标授权确权行政案件若干问题的规定（公开征求意见稿）》](#)，向社会公开征求意见（截止日期为 2014 年 11 月 15 日）。内容包括：

- 明确商标授权确权行政案件的类型及审查范围；
- 对大规模抢注行为、立体商标显著性、未注册驰名商标、已注册驰名商标、地理标志、在先著作权、在先姓名权、在先字号权等进行了规定。

（里兆律师事务所 2014 年 10 月 17 日编写）

21	外商投资企业设立及变更に関する審査許可	商務部または省、自治区、直辖市商務行政主管部門
22	直接販売を行う企業およびその分支機構の設立と変更に関する審査許可	商務部、工商総局、公安部
37	中外合併、合作印刷企業と外商獨資包装裝飾印刷企業の設立に関する審査許可	省級人民政府新聞出版ラジオテレビ行政主管部門
41	危険化学品經營許可	区を設けた市級以上の地方人民政府安全生産監督管理部門
42	危険化学品（長距離パイプラインを使用した危険化学品の輸送を含む）の製造、保管に関する建設プロジェクトの新規建設、改築、増築についての安全条件審査	区を設けた市級以上の人民政府安全生産監督管理部門
48	外資銀行營業性機構およびその分支機構の設立、変更、終了に関する審査許可	銀行業監督管理委員會
49	外国銀行代表處の設立、変更、終了に関する審査許可	銀行業監督管理委員會
54	外国証券類機構の在中國代表機構設立の認可および在中國代表機構の名称變更に関する審査許可	証券監督管理委員會
71	外国保險機構の在中國代表機構設立および重大事項の變更に関する審査許可	保險監督管理委員會

（里兆法律事務所が 2014 年 10 月 17 日付で作成）

● [「商標の權利付与・權利確定に係わる行政事件の審理に伴う若干事項に関する規定」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、最高人民法院は[「商標の權利付与・權利確定に係わる行政事件の審理に伴う若干事項に関する規定（意見募集案）」](#)を公布し、社会に向けパブリックコメントを募集している（締め切りは 2014 年 11 月 15 日である）。その内容は以下の通りである。

- 商標の權利付与、權利確定行政事件の分類および審査範囲を明確にした。
- 大規模な抜けかけ登録行為、立体商標の顯著性、未登録有名商標、登録済有名商標、地理的標示、先行著作権、先行氏名権、先行商号権などについて規定を設けた。

（里兆法律事務所が 2014 年 10 月 17 日付で作成）

● 改革一年后,再述现行服务贸易外汇管理制度

自 2013 年下半年起,国家外汇管理局在货物贸易、服务贸易以及外商投资、外债等领域启动了一系列改革。其中尤其值得一提的是,国家外汇管理局于 2013 年 07 月 24 日发布了《关于印发服务贸易外汇管理法规的通知》(汇发[2013]30 号),推出了《服务贸易外汇管理指引》及其实施细则,同时废止了 49 项文件,大大简化了外商投资企业办理服务贸易、收益和经常转移项下外汇的收付手续,为企业提供了更大的外汇自由。在上述改革实施一年之际,本文对现行服务贸易外汇管理制度进行重新审视和梳理。

整体方向

(一) 取消行政许可,交由银行审查

改革实施后,外汇主管部门不再对服务贸易外汇收支设立行政许可手续,而将审查的权限交予了银行。值得注意的是,这一权限下放的意义并不仅仅在于审核主体的变化。从性质与分工上说,外汇主管部门是中国政府对外汇收支业务合法性、真实性进行管理的行政部门,对外汇款项的审查具有“实质性”审查的特点。与之相对的,外汇指定银行对外汇款项的审查具有“形式性”的特点(只需确保交易符合真实性原则即可),通常无权对基础交易及外汇收付的实质性问题提出质疑。可见,审查主体由外汇主管部门向银行的转变,也可被视作服务贸易外汇审查的性质由实质性审查向形式性审查的转变。

(二) 简化单证审核,明确基础凭证

外汇收支业务的审查依据在改革中也得到了很大程度的简化。在过去的服务贸易外汇管理中,各类业务所涉及的审核单证有数十类之多,改革后简

● 改革一年后,现行服务贸易外汇管理制度的再验证

2013 年下半年から、国家外貨管理局は商品貿易、サービス貿易および外商投資、外債などの分野において一連の改革をスタートした。その中、特に注目すべきは、国家外貨管理局が 2013 年 7 月 24 日に「サービス貿易外貨管理法規の公布に関する通知」(匯發[2013]30 号)を公布し、「サービス貿易外貨管理ガイドライン」およびその実施細則を発表し、同時に 49 項目の文書を廃止したことであり、外商投資企業のサービス貿易、収益と經常移転収支項目における外貨の決済手続きを大幅に簡素化し、企業により大きな外貨運用の自由を与えた。上記改革の実施から 1 年が経ち、本文では現行のサービス貿易外貨管理制度について再度の検証と整理を行う。

全体の趨勢

(一) 行政許可を廃止し、銀行による審査に引き継ぐ

改革の実施後、外貨主管部門はサービス貿易の外貨決済について行政許可手続きを設けることはなく、審査の権限を銀行に委譲した。なお、本権限委譲の意義は審査主体の変化だけに止まらないことに注意が必要である。性質と分業の面から言えば、外貨主管部門は中国政府が外貨決済業務の適法性、真实性について管理を行う行政部門であり、外貨に対する審査には「実質性」審査の特徴を備えていた。一方、外貨指定銀行の外貨に対する審査は「形式上」の特徴を備えており(取引が真实性の原則に合致してさえいればよい)、通常、基本となる取引および外貨決済の実質性の問題に対し異議を唱える権利がない。見るところ、審査主体の外貨主管部門から銀行への変更は、サービス貿易外貨審査の性質の実質性審査から形式上審査への転換であるようにも見える。

(二) 書類審査の簡素化、基本資料の明確化

外貨決済業務の審査根拠も改革において大幅な簡素化が行われた。これまでのサービス貿易外貨管理においては、各種業務にかかわる審査書類は数十種類もあ

化为几个具有普遍性的基础凭证，如基础交易合同（证明业务存在的凭证）、付款请求书（证明费用发生的凭证）等。此外，绝大部分原需提交的主管部门核准、备案的文件，也不再需要提交审核。

(三) 放行小额交易，放宽境外存放

除上述相对性的放宽政策外，此次改革还推出了小额交易直接放行、外汇收入可存放境外两项更直接的宽松政策。小额交易方面，对于单笔等值 5 万美元以下的服务贸易收付汇业务，银行有权不经审核单证，直接予以办理。境外存放方面，符合一定要求¹的境内企业集团，经向所在地外汇主管部门申请办理境外存放账户开户手续后，可以将其获得的服务贸易收入、以及其他经核准的收入存放于该账户，并将账户内的外汇用于经常项目支出、调回境内、以及其他经核准的支出。

具体实施要求

在外汇收支业务的具体实施要求方面，依照业务类型，银行方面的审核要求大致如下：

序号	业务	所需单证	注意事项
1	国际运输	运输发票/运输单据/运输清单	——
2	对外劳务合作/承包工程	合同，劳务预算表/工程预算表/工程结算单	总包方办理向分包方划转工程款（外汇）时，需提交分包合同、请求书。
3	前期费用（对外承包工程签	请求书	由于缺乏基础合同，银行的审查可能较为严格；未使用完的外汇

ったが、改革後はいくつかの普遍的な基本資料、例えば基本となる取引契約（業務の存在を証明する資料）、支払い請求書（費用が発生したことを証明する資料）などへと簡素化された。この他、これまで提出を求められていた主管部門の認可、届出に関する文書の大多数は、以後、審査のために提出する必要はない。

(三) 小口取引の処理、国外留保の緩和

上述の相対的な緩和政策以外にも、今次改革は小口取引の直接処理、外貨収入の国外留保の 2 項目について、より直接的な緩和政策を発表した。小口取引において、単一取引 5 万米ドル相当以下のサービス貿易の外貨決済業務に対し、銀行は書類審査を行わずに、直接処理することができる。国外留保において、一定要求を満たす¹ 国内企業グループは、所在地外貨主管部门に対し国外留保口座開設手続き申請した後、自ら獲得したサービス貿易収入、およびその他の認可を受けた収入を当該口座に留保した上、口座内の外貨を經常項目支出、国内戻入、およびその他の認可を受けた支出に用いることができる。

具体的な実施要求

外貨決済業務の具体的な実施要求について、業務分類に照らして、銀行側の審査要求はだまかに以下の通りである。

番号	業務	必要書類	注意事項
1	国際運輸	運輸発票/運輸伝票/運輸リスト	——
2	对外役務提携/請負工事	契約、劳务予算表/工事予算表/工事決算書	元請けが下請けに対し工事代金（外貨）の振替を行う際、下請け契約、請求書の提出が必要となる。
3	前期費用（对外請負工事の	請求書	基本となる契約がない場合、銀行の審査は厳しいと思われる。未使用の外貨資金は遅

¹ 《服务贸易外汇管理指引实施细则》

第十五条 境内机构服务贸易外汇收入存放境外，应当具备下列条件：

- (一) 具有服务贸易外汇收入且在境外有持续的支付结算需求；
- (二) 近两年无违反外汇管理规定行为；
- (三) 具有完备的存放境外内部管理制度；
- (四) 从事与货物贸易有关的服务贸易；
- (五) 境内企业集团存放境外且实行集中收付的，其境内外汇资金应已实行集中运营管理；
- (六) 外汇局规定的其他条件。

境内企业集团实行集中收付的，可指定一家境内成员企业（包括财务公司）作为主办企业，负责对所有参与存放境外业务的境内成员企业的境外服务贸易外汇收入实行集中收付。

¹ 「サービス貿易外貨管理ガイドライン実施細則」

第十五条 国内機構のサービス貿易外貨収入の国外留保については、以下の条件を具備しなければならない。

- (一) サービス貿易の外貨収入があり、且つ国外に持続的に支払い決済の必要があること。
- (二) 直近 2 年間に外貨管理規定違反行為がないこと。
- (三) 整備された国外留保内部管理制度を具備すること。
- (四) 貨物貿易と関連するサービス貿易に従事していること。
- (五) 国内企業グループが国外留保を行い且つ集中決済を実行する場合については、その国内外貨資金は集中运营管理が実施されていないこと。
- (六) 外貨管理局が定めるその他の条件。

国内企業グループが集中決済を実施する場合、国内メンバー企業の一社（財務会社を含む）を手続き企業に指定して、国外留保業務に関与する全ての国内メンバー企業の国外サービス貿易外貨収入に対する集中決済を実施することができる。

	订合同前)		资金, 需及时调回境内。
4	专有权利使用费和特许费	合同, 请求书	—
5	利润、股息和红利的对外支付	审计报告, 董事会决议, 验资报告	商事登记制度改革后, 验资报告不再是设立公司的必要文件, 但在外汇收付中仍有实际需要。
6	代表处办公经费	经费预算表	代表处不能从事实际经营活动, 该项目下的费用一般不可过高。
7	技术进出口	合同, 请求书, 技术进出口许可证(如有)	限制类技术进出口时, 境内方需提供《技术进出口许可证》。
8	国际赔偿款	原始交易合同, 赔偿协议, 赔偿情况说明	目前的国际赔偿款仍需基于合同产生, 在无基础合同的情况下, 进行该项下的收支(尤其是对外支付)的难度较大。
9	关联方的代垫/分摊费用	原始交易合同, 代垫/分摊合同, 请求书	除左侧材料外, 银行可能还会要求办理方提供证明两方具有关联关系、代垫/分摊费用实际发生的证据。
10	退汇	原交易单证, 退汇情况说明	—
11	其他	合同, 请求书, 其他	原则上, 大部分服务贸易业务需提交的凭证都包括基础合同、请求书, 对于没有明确规定的服务贸易项目, 这两项凭证的制作与留存尤其重要。

表注:

(1) 上述“所需单证”由外语写就时, 银行通常会要求办理方提供中文译本。

(2) 除上述所需单证外, 办理单笔等值 5 万美元

	契約締結前)		滞なく国内に戻し入れなければならない。
4	ロイヤルティーおよびライセンス料	契約、請求書	—
5	利潤、配当金および特別配当金の対外支払い	会計監査報告書、董事会決議、出資検証報告書	商事登記制度改革後、出資検証報告書は会社設立の必要書類ではなくなったが、外貨決済においては依然として必要である。
6	駐在員事務所事務経費	経費予算表	駐在員事務所は実際の営業活動に従事することはできないため、本項目における費用は、通常、高くない。
7	技術輸出入	契約、請求書、技術輸出入許可証(ある場合)	制限類技術の輸出入を行う場合、国内当事者は「技術輸出入許可証」を提供しなければならない。
8	国際賠償金	元の取引契約、賠償協議、賠償状況説明	現在の国際賠償金は依然として契約に基づいて発生している必要があり、基本となる契約がない状況においては、本項目における決済(特に対外支払い)を行う難度は高い。
9	関連会社間の費用立替/分担	元の取引契約、立替/分担契約、請求書	左記の資料以外にも、銀行は申請者に対し両者が関連関係にあることを示す証明、費用の立替/分担が実際に発生したことを示す証拠を提出するように求めるものと思われる。
10	外貨返金	元の取引書類、外貨返金状況証明	—
11	その他	契約、請求書、その他	原則として、大部分のサービス貿易業務において提出しなければならない資料には、いずれも基本となる契約、請求書が含まれており、明確な規定のないサービス貿易項目については、これら二つの資料の作成と保管は特に重要である。

表注:

(1) 上述の「必要書類」が外国語で作成されている場合、銀行は通常、申請者に対し中国語訳の提供を求めるものと思われる。

(2) 上記必要書類の他にも、単一取引 5 万米ドル相当

以上的服务贸易对外支付，企业应先依照《[国家税务总局、国家外汇管理局关于服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题的公告](#)》的规定办理税务备案，办理完成后获得的《备案表》，通常也是银行办理付汇时要求提供的材料之一。

(3) 依照《服务贸易外汇管理指引实施细则》的规定，每笔外汇收支业务完成后 5 年内，境内方仍需保留该笔交易的相关单证备查（尽管一般来说，对于已完成的外汇收支业务，如无明显异常情况，外汇主管部门或银行进行事后审查的可能性并不很大，但在法律有明确规定的情况下，我们仍建议企业严格遵守）。

需要说明的是，服务贸易外汇是经常项目项下具有“兜底”性质的分类。实践中，有时会出现法律中没有明确规定、银行没有处理经验的服务贸易业务。此时，企业需要注意在事前签订必要的、充分的书面文件，事中注意外汇收付的规范，事后注意相关凭证的保留等问题。必要时，企业可委托律师事务所与银行、外汇主管部门进行确认、交涉，确保外汇合规性和资金的顺利收付。

（里兆律师事务所 2014 年 10 月 17 日编写）

以上のサービス貿易對外支払いを行う場合、企業は事前に「[サービス貿易などの項目の對外支払い税務届出に伴う事項に関する国家税務総局、国家外貨管理局の公告](#)」の規定に従い税務届出を行わなければならない、届出完了後に取得する「届出表」は、通常、銀行が外貨支払い手続きを行う際に提出を求める資料の一つである。

(3) 「サービス貿易外貨管理ガイドライン実施細則」の規定に照らせば、各取引の外貨決済業務完了後 5 年間は、国内当事者は依然として当該取引の関連書類を確認ができるように保管しなければならない（一般的に、既に完了している外貨決済業務については、明らかな異常状況がない場合、外貨主管部门または銀行が事後に審査を行う可能性は高くないが、法律に明確な規定がある以上、企業は厳格に遵守することが望ましいと当所は考える）。

なお、サービス貿易の外貨は、經常項目における「包括的」性質を具備する分類であり、実務において、時には法律に明確な規定のない、銀行が処理したことのないサービス貿易業務が出現すると思われ、この場合、企業は事前における必要、十分な書面文書の締結に注意し、過程における外貨決済の規範的処理に注意し、事後における関連書類の保留などの問題に注意しなければならない。必要であれば、企業は弁護士事務所に依頼して銀行、外貨主管部门に対する確認、交渉を行い、外貨処理上のコンプライアンスと資金の支障のない決済を確保することが考えられる。

（里兆法律事務所が 2014 年 10 月 17 日付で作成）